八尾市時報

発行所　八尾市役所
編集兼発行人　富田八郎
印刷所　秀文社
毎月2回（5日20日）発行
発行部数　8500
定価　一部五円

投票日は七月四日

市議・教委補欠選挙

補充名簿登録廿五日まで

一、執行すべき選挙
八尾市教育委員会委員補欠選挙
並びに八尾市議会議員補欠選挙
一、選挙の告示、
昭和二十九年六月十九日
一、選挙の期日、
昭和二十九年七月四日
一、補充選挙人名簿
今回調整の補充選挙人名簿に新しく登録できる方は、昭和九年六月二十日迄に生れた者（日本国民）で昭和二十九年三月二十日以前から引続き当市に住んでおられる方及び海外引揚者
一、申請期間
昭和二十九年六月十九日から同二十五日まで（毎日午前八時三十分から午後五時まで日曜、祭日休みなし）但し昭和二十八年九月十五日現在で作成した基本選挙人名簿に登録されている人は申請する必要はありませんなお登録されているかいないか判らない方は選挙管理委員会事務局迄電話ででもお問合せ下さい。
一、投票の順序
最初に市議会議員補欠選挙の投票を行い、次に市教育委員会委員補欠選挙の投票をすることになっています。
投票用紙は市議会議員は（赤刷）市教育委員は（黒刷）です。
一、代理投票
代理投票が出来るのは身体の故障により候補者の氏名を自書できない選挙人及び文盲により候補者の氏名を自書できない選挙人で、自ら投票所に行って投票管理者に申請することによって代理投票ができる。
（投票区域は下表の通り）

不在投票には證明書
自宅投票はなし

投票は選挙の当日選挙人が自ら投票管理者が管理する投票所で行うのが原則ですが、不在投票はこの例外として認められています。特殊の公務又は業務に従事しているため、または船員、病人等で投票所に行って投票することができない選挙人は、何れも不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所で行うことになっています。
不在者投票は大別して次の三種になります。
❶当市の選挙管理委員会の委員長（不在者投票管理者）の下で行う方法
（一）選挙人が当市外（選挙に関係のある職務に従事する者はその属する投票区の区域外）で職務又は業務に従事中であること。
❷他の市町村の選挙管理委員会の委員長（不在者投票管理者）の下で行う方法
（一）選挙人が止むを得ない用務又は事故のためその属する投票区のある郡市の区域外に旅行中又は滞在中であること
❸不在者投票管理者たる船長、都道府県で指定する病院の病院長、刑務所長、代用監獄の管理者及び少年院長の下で行う方法
（一）選挙人が疾病、負傷、姙娠、不具または差じよくにあるため歩行が著しく困難であることまたは監獄、少年院に収容中であること。
❹投票用紙及び投票用封筒の請求は選挙人が不在者投票の事由に該当する証明書を添えて選挙管理委員会に申し出ること。勿論この場合何処で投票するか併せて申し立てねばなりません。
❺在宅投票
これまでの選挙では病気等で歩けない方は自宅で投票ができましたが、昭和二十七年八月法規の改正からは自宅投票はできなくなりました。
詳細については当市選挙管理委員会にお問合せ下さい。

6月臨時市会開催

提出案件（予定）
1、昭和二十八年度起債専決処分承認の件
2、市税條例改正の件
3、市農業委員会委員定数條例制定の件
4、監査委員を選任するについて同意を求める件
5、公平委員会の委員を任命するについて同意を求める件
6、昭和二十九年度一般会計歳入歳出追加更正予算の件
7、昭和二十九年度特別会計競輪事業費歳入歳出追加更正予算の件
8、昭和二十九年度特別会計上水道事業費歳入歳出追加更正予算の件
9、昭和二十九年度特別会計病院事業費歳入歳出追加更正予算の件

6月21日（月）午前10時

野井戸の管理

（問）最近学童の野井戸墜死事件が頻々と発生しているが、事件防止に対し、関係者が何等の対策もしなかったことがその原因の一つとも思われる。幸に当市ではこのような事件が起っていないが大部分の野井戸が放任され危険にさらされている。野井戸から子供達を守るためのお力添えをお願いする
（教師）
（答）早速調査しましたが、子供をお持ちの親御さんのお気持がよく分ります。関係農家と面接した結果、市で危険標示の立札を作成することになりました。学童に近寄らぬようご注意下さい、
（経済課）

無縁墓の整理

（問）久宝寺墓地の無縁墓は余りにも統制がなさすぎます。他村の墓地には立派な無縁塔が建立されています。出来れば当墓地に無縁塔を建てて下さい。
（西郷U、穴太I）
（答）ごもっとです。従前より整理する計画をもっています。久宝寺墓地は古いため、数も多く延々になっていますが、今年は実行する予定です。
（衛生課）

塵芥埋立と消毒

（問）穴太神社前の池を塵芥で埋立ておられるが、夏になれば蝿や蚊が発生して困ると思います。住宅附近に塵芥処分地を持つ時は附近住民の承認を必要と云うことですが、府に対して手続を取っておられるか、また再々の消毒をしておられるか、お尋ねします。
（穴太住民）
（答）当該地は所定の手続をすませ昭和二十八年十月五日付の大阪府指令二十八衛環第二八九四号をもって、指令書の通り処理しています。しかしこの埋立地利用の一部の心なき人が市で置土消毒を完了した土地に糞埃を投棄する事があります。これが市民の方々に迷惑をお掛けする場合が多いので監督には十分留意していますが、地元のご協力をお願いします。
（衛生課）

衛生課に禮状

五月二十三日には休日にかかわらず職員の方々や自動車のご協力を得、有難うございました。区民の総出動と、ご協力により、溝ざらえ及び道路整理が残らず出来、共同の力の偉大さを全員自覚したことと思います。今後ともよろしくご指導ご協力をお願いします。
（自振委常振地区委員）

予防注射がない
危険な病氣赤痢

赤痢とは赤い下痢、血の混った下痢をする病気で、重症のものからごく軽微なものまであり、床につくこともなく、普段の仕事にも一向差支えない軽い下痢程度の便の中に赤痢菌があり、これが他の人にうつると、とたんに重い赤痢や、特に赤ちゃんには致命的な恐ろしい病気を起すことがあります。
その上面倒なことには、赤痢菌をのみ込んでも病気にならず便にだけ赤痢菌を出している健康保菌者が、夏には一、〇〇〇人の中に二、三人は必ずいる。
そこで「手洗い」することが赤痢予防に大きな意味があるわけです。吾々は社会生活を営む以上、戸の引き手とか電車の吊皮とかにさわらずにいる事は出来ない。この汚れた手でばい菌を口に入れぬようまた食べ物に触る前にこの汚れた手を洗えばよいことです。この手も、消毒薬を使ったりしなくても石鹸と水で洗えば十分だがしかし少い水で洗ったのでは、汚れが手に残る故十分水を使うか、或は水を流しながら流せばなおよい、学校や病院または工場の給食のように、多勢の食事を小人数で作る場合は特に注意をし、十分手洗いをせず食事を指で盛るなどは最も危険である。
しかし家庭内はどんなに手洗いに注意しても、他人にはそれを強制することも出来ないし、魚屋や豆腐屋が確実に手を洗ったかも見分けられない。夏の間は、生食する物は家庭で作る以外は一応危険と考えなければならない。奴豆腐なども熱湯にさっとつけてから、冷い水でも一度ひやせば安心である。さしみ類は家庭以外の場合危険であると思う。野菜も十分に水洗いするとよい。野菜の大部分は煮て食べる。本体とり庖丁はよく熱湯で洗って切るようにすればよい。
幼ない子達のおそろしい疫痢もまた赤痢の変った型の一つである。昨年の東京都の例によると、赤痢患者の半分以上は十才以下の子供で占められている。そして疫痢の場合、発病後十時間以内に医師の手当てをうければ大抵助かりますが、十五時間以上であれば危険です
子供が急に元気がなく生あくびをしたり、熱が出てねむり続けたり、ひきつけを起した時は、真夜中でも一刻も早く医者につれて行くことが大切です。

事務分掌一部改正

告示第三三号
八尾市規則第六四号
八尾市事務分掌規則の一部を次のように改正する。
昭和二十九年六月一日　八尾市長　脇田幾松
第一條中税務課及び徴税課の係を次のように改める。
税務課　税政係　市民税係
固定資産係
徴税課　整理係　督税係
第六條中税務課及び徴税課の事務分掌を次のように改める。
税務課
税政係
一、税務関係の予算及び課の人事に関すること。
二、市税関係の諸規定の改廃手続及び予算編成決算の調整に関すること。
三、税務行政に関する企画、統計、研修及び監査に関すること。
四、納税宣伝及び納税貯蓄組合に関すること。
五、電気ガス税、タバコ消費税の調査、調定、非課税分の調査に関すること。
六、市税等徴収簿整備、保管に関すること。
七、督促状発行に関すること。
八、窓口徴収並びに徴収金、収入整理に関すること。
九、報償金、弁償金、過誤納金の交付還付、弁当に関すること。
十、税務に関する出張所との連絡に関すること。
十一、照会、証明に関すること
十二、徴税領収証等の出納保管に関すること。
十三、税務関係の庶務に関すること及び他の係に属しないこと。
市民税係
一、市民税及び府民税の調査、賦課に関すること。
二、市民税及び府民税の捕脱、検挙に関すること。
三、市民税及び府民税の異議、軽減免並びに訴願、訴訟に関すること。
四、法人市民税及び特別徴収分の徴収に関すること。
五、市民税及び府民税の督促状作成に関すること。
固定資産係
一、土地家屋の台帳副本並びに固定資産台計簿等の整備保管に関すること。
二、地籍図、家屋見取図等の整備保管に関すること。
三、土地、家屋の異動調査、経由並びに登記所との連絡に関すること。
四、固定資産の評価に関すること。
五、固定資産評価審査委員会に関すること。
六、固定資産税、自転車荷車税の賦課及び異議減免訴願、訴訟に関すること。
七、固定資産税、自転車荷車税の捕脱、検挙に関すること。
八、自転車、荷車の鑑札交付に関すること。
九、土地、家屋副台帳及び固定資産課税台帳の縦覧、閲覧に関すること。
十、地代、家賃の統制に関すること。
十一、固定資産税、自転車荷車税の督促状作成に関すること
徴税課　整理係
一、課の人事に関すること。
二、領収証保管に関すること。
三、滞納処分執行に関すること
四、滞納処分執行停止に関すること。
五、不納欠損処分に関すること
六、滞納処分執行状況及び収納状況調査報告に関すること。
七、催告状発行に関すること。
督税係
一、領収証保管に関すること。
二、本庁管内及び市外分一般督税に関すること。
三、市税補助徴収簿作成保管に関すること。
四、徴収票作成並びに収納状況調査報告に関すること。
五、催告状発行に関すること。
六、前納報償金交付に関すること。
七、現年度分滞納処分に関すること。
附則
この規則は、公布の日から施行する。
（参考）
改正により税務課の評価係及び徴税課の収税係がなくなる。

人事異動

命税務課税政係長　主事　生野卓男
命税務課固定資産係長　主事　直原克吉
主事補　大橋進
〃　山野登代子
〃　中田浩吉
〃　阪本武夫
〃　西山文子
〃　マサエ
〃　書務員
命税務課勤務
（以上六月一日付）

各投票區及投票區域表

投票区	投票所	区域
第一	沼青年会場	沼
〃 二	正敬寺	太田田中町、北町、巽東、巽西、免田、西川町、東平屋、東大道
〃 三	光蓮寺	太正住宅一、二、三、南木ノ本東南、中北、木ノ本西南、西中、西北、北木ノ本
〃 四	安楽寺	一区北之町、一区の二、二区の一、八尾区の二、日吉町、朝日町、日之出町、八尾座
〃 五	植松東青年会場	宮の前町、河原町、東中道、東町、仲之町
〃 六	龍華小学校	西表町、西北町、九区の一、二、三、東本町、中本町、西本町、日之出寮、八尾鉄道寮、北本町
〃 七	帝国製絲KK	安中大門町、六区の二、安中天神町、六区の四、七区一の一、安中清水町、七区二の一、七区二の二、安中仲之町、警団住宅、府営住宅、本町二区、八区の一、渋川南町、八区の三、渋川元町
〃 八	興国アルミニユーム工業KK	十区の一、十区の二、十一区の一、二、三、四、亀井
〃 九	竹渕小学校	元町、中町、相生町、新町、小鍋町、竹屋町、大門町、河原町
〃 十	八尾別院	大信寺本町、北信町、西表町、御堂前、沢の川
〃 十一	慈願寺	東表町、仲之町、慈願町、大南町、栄町、光南町、南栄町
〃 十二	八尾小学校	西郷東町、城町、門前町、山城町、東和町、新西町、西町、元町、北城町、東郷一、二、三、木戸庄之内一、二、成法寺、今井、別宮
〃 十三	明円寺	小阪合一区、二区、八尾中野、中野府営住宅
〃 十四	中野青年会場	山本第一、二、三、四、第五の北、南、住友自勝寮、第六の南、北
〃 十五	山本幼稚園	山本仲、南、青葉、北の一、二、三
〃 十六	山本小学校	萱振南、北、南新町の一、二
〃 十七	慈光寺	穴本町、新町、南、佐堂大平町、駅前、本町、新町
〃 十八	久宝寺寺小学校	本町一、三、新町一、二
〃 十九	久宝寺小学校	真砂一、二、高砂、老松、北町
〃 二十	願寺	東区、中区、西区、南区の一、二
〃 二十一	久宝寺中学校	栄区、常盤区、旭区
〃 二十二	西郡小学校	七区、八区、九区、十区、十一区、十二区
〃 二十三	西郡青年会場	一区、二区、三区、四区、五区、六区
〃 二十四	八尾中学校	府営住宅一の西、府営住宅一の東、府営住宅第二、第三、市営住宅、緑ケ丘晩会

明るい生活と住民登録

異動はすぐに届出

一日より強調週間

来る七月一日には私たちの日常生活に最も連りの深い住民登録法ができてから二週年になります。皆さんの中で住民登録されてから住所の変った方はありませんか。住所の変った時には必ず十四日以内に住所地の本庁又は出張所に届出なければならないことになっています。まだその届出をされていない方は今からでもすぐにして下さい。

住民登録という制度は既にご承知の通り市町村の住民としての資格を持っている者を住民票に載せて明確にしておくためのものであります。この住民票によって私達の住所がはっきりわかりますから選挙やお米の配給など、また居住証明等いろいろ私達の日常生活の利便を図ることが出来るのです。この届出をしないと私たちの住民としての利便を受けられない結果となりますし、また過料に処せられることがありますから注意しなければなりません。

子供が生まれたり、或は死亡した者があって世帯員が増減した場合には戸籍の出生届、死亡届等によって処理しますから別に住民登録の届はしなくてもよいことになっています。しかし世帯主が変ったり住所の移動があったりしたときは、住民登録の届が必要ですなお届書は本庁、各出張所にいつも用意していますし、また住民票の閲覧、謄抄本、居住証明などは住所地の本庁又は出張所へお越になれば簡単に受けられます。

尚お引越の場合や新世帯を作った時は住民登録を忘れないよう注意しましょう。

四校講堂工事進む

久宝寺中学校及び用和、安中、竹渕各小学校ではそれぞれ講堂（兼公民館）の建設工事中であるが去る六日久宝寺中学校、十六日には竹渕小学校の両講堂がそれぞれ上棟式を挙行した。

各校の講堂は鉄骨木造建一七五・八坪（内一階一四八・五坪、二階二七・三坪）外に玄関ホール六坪講堂出入口三坪の堅固で美しい建物で費用は何れも七百万円程度、その完成は大体九月中旬とみられ着々工事を急いでいる。

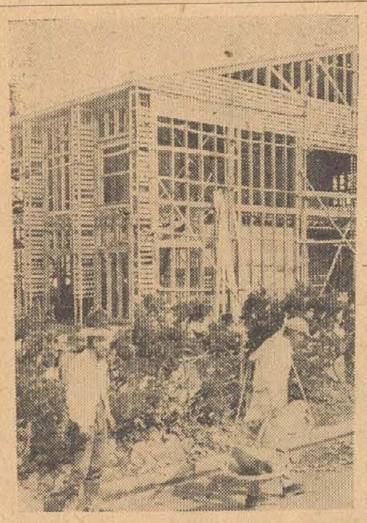

（写真は既に上棟式を挙げ、着々と工事を進めている久宝寺中学校講堂）

八尾郵便局表彰さる

八尾郵便局では昨年度中の郵便貯金募集額は

積立貯金　三九、七四五、九〇〇円
定額貯金　四六、五七七、〇〇〇
通常貯金　八九、三九四、三四〇
で払出金額を差引いても
積立貯金　一三、六二八、〇〇〇円
定額〃　一五、七七六、〇〇〇
通常〃　一九、三〇〇、〇〇〇

と純増額を示して、目標額の十八割で、府下五十局中の随一の成績を挙げ得たので、去る十日郵政省貯金局長から業務成績優良局として表彰された。

なお同局は廿七年度にも目標額の十五割の成績を挙げて大阪郵便局長賞を受けたものである。

一年次は資料収集

市史編集員の活動

当市では先に本紙でお知らせした通り「八尾市史」編集のため、府立八尾高校長山下信太郎、同校教諭沢井浩三、社会福祉協議会副会長西岡三四郎の三氏をそれぞれ編集委員に依嘱、資料の収集に努めているが、六月より更に年間のスケジュールを組み、予定の昭和三十三年三月市制十週年までに完成するよう着々活動を続けている

その大要次の通り

六月（久宝寺地区を中心に活動）五、六、十二、十三、廿七の五日間に久宝寺御坊外十三箇所を訪ね資料の調査。

七月（八尾地区を中心に）別宮、今井、東郷、木戸、西郷八尾等の廿三箇所を訪問調査。

八月（龍華地区を中心に）竹渕、亀井、跡部、太子堂、植松、安中、八尾座等十六箇所を訪問の上調査。

九月（大正地区を中心に）木ノ本、太田、沼等の十三箇所を訪問の上調査。

十月（西郷萱振地区を中心に）西郷、萱振地区の九箇所を訪ねそれぞれ調査。

なお当月中に「八尾市史料展示会」を開催一般の観覧に供し有志の協力を得て資料の充実を計る。

十一月（山本地区その他）山本、中野、小坂合、穴太佐堂の十八箇所を訪問し資料の調査

十二月（整理を中心に）年間に収集したる資料の整理及び来年度計画の協議。

隣村めぐり（5）

ブドーと染色の町

—柏原町—

ブドウの柏原と云われる程全国的にも有名なブドウの産地柏原町。

昭和十四年七月一日柏原町は堅上堅下両村と合併。

同町は、八尾市の東南部にあり、東は山を境として奈良県王寺町に北は南高安町に接し西は八尾市及び志紀村と隣し、南は大和川に望んでいる。人口二万四千七百人口積一六・三六四平方粁の町で、その昔が実を結びこの川を境界に

ある。

町を国道大阪奈良線が南北に通じ府道また延びて富田林とつなぎ国道を近鉄バスが走り国鉄関西線近鉄大阪線及び南大阪線があり交通に便である。

柏原消防署なと八宮公署があり、公民館、公会堂及び中小学校等の教育施設、また保健、福祉施設なども町としてはよく完備され、水道も目下拡張計画を樹てている。

同町は今から二百七十年程前までは大和川の川の底であったが、同川治水の恩人中甚兵衛が五十年一酒・ブランデイが造られている

直流されるに至り、今のような派な町や田畑を生む原因を作ったのである。

中甚兵衛こそ柏原町を生んだ大恩人である。

特産物には、ゆかたの染色及び漂白などあり年間の売上高は三億円以上という。ブドウは約三百年前一農家によって栽培され、後部落民の副業となっていたが、明治三十年頃から追々本業として発達し、現在耕地面積約百六十町歩年間約一億円に上り額も日本一と云われ、品質のよいブド

堅下農業協同組合長桓田貞次氏は「ブドウ酒の方も現在のままでは駄目で、販売会社を設立して日本酒のように、特級、一、二級と格をつけて銘柄も一定して宣伝をやり販売網を拡張したい」と決意の程を語られた。

また町はずれに白坂神社があり婦人病、痔、寝小便の神様と云われている。

（つぶらの実をつけたブドー園）

事業所統計調査

七月一日現在で実施

総理府令により来る七月一日より事業所統計調査が行われます。この調査は事業所の分布及びその活動状態を明らかにするために、全ての事業所について行います。（但し農業、林業、狩猟業、漁業水産養殖業、公務、家事使用人を使用する世帯に属するものは除く）

この調査は甲乙の二種類に分たれ、甲調査は前述の事業所全てについて行い、乙調査は甲調査で調査した事業所のうち総理府統計局長の定める方法によって選んだ事業所について行います。調査事項は、事業所の名称、所在地、経営組織、従事者数、事業内容などとこれらに関連した事項で調査員が調査票により質問し、口答で申告していただきます。

調査期間は特別の事故がない限り甲調査は七月一日より七日まで、乙調査は七月十五日より二十二日までとなっています。事業主の皆様は調査員にご協力下さいますようお願いします。

なおこの調査に関し、申告や調査を拒み、虚偽の申告をしたり、調査妨害など調査結果を真実に反するものにするようなことがあれば罰せられますからと注意下さいまた調査事務に従事した者が職務執行上知り得た人や団体の秘密に属する事項を漏らした場合も同様罰せられます。

青少年を守ろう

ヒロポン防止運動

大阪府では第十回少年保護育成運動として去る五月二十日から六月十九日までを覚せい剤害毒防止月間と定め、覚せい剤による害毒をひろく府民に啓蒙し、当市でもこれが撲滅運動を展開、講談会、移動ポスター展などを行った。

しかし府下の実態をみてみると覚せい剤取締法違反検挙者及び中毒者の精神病院入院者は増加の一途をたどり、多数の潜在中毒者があると推定される。しかもこれら中毒者、違反者の大半は三十才以下の青少年であって都会から農村へと拡がっている。

覚せい剤の害毒の防止については府の衛生部では警察の取締や役所の宣伝だけでは効果が少い。やはり市民の一人々々がこれに深い関心をもち、各家庭からは絶対に覚せい剤の使用者を出さぬよう、またやめさすよう協力して下さるように要望している。

なお府下で昭和二十八年中にこの中毒で狂人となって精神病院へ収容された人は六六〇人、覚せい剤取締法違反で検挙された者は四三四七人でその内覚せい剤中毒者は二八二四人である。

温かい協力に感謝

赤十字募金状況

日赤募金、白い羽根運動が今年も去る五月一日から一カ月間行われましたが、傷痍人道の精神を基として生活を明るく、楽しく健やかなものとする赤十字の仕事にご協力をいただき、今年も一〇〇パーセントを超える優秀な成績をあげることが出来ました。六月十五日現在の集計では目標額の一〇六パーセントとなっていますが地区別に分けると次のようになっています。なおこの集計には八尾第二第三の各地区で一件ずつ計二件が入っていません。

日赤募金状況（六月十五日現在）

目標額　四十八万五千七十円
募金額　五十一万八千二百廿五円
（カッコ内は目標額（下段はパーセント）

▽八尾第一地区—二万七千六百四十円（二万二千百三十円、二三四・八%）
▽八尾第二地区—三万二千二百五十五円（三万円、一〇七・五%）
▽八尾第三地区—三万八千二百七十円（四万一千百三十円、九三・〇%）
▽八尾第四地区—二万七千九十円（二万四千円、一一二・八%）
▽萱振地区—二万六千八百円（二万七千四百二十円、九六・六%）
▽山本地区—七万五千三百五円（五万九千百三十円、一二七・三%）
▽安中地区—三万五千百六十円（四万二百六十円、八七・三%）
▽植松地区—四万四千五百五円（四万二千円、一〇六・〇%）
▽龍華地区—二万六千六百三十五円（二万六千五百八十円、一〇〇・二%）
▽竹渕地区—二万六千五百四十五円（二万九千円、九一・五%）
▽久宝寺地区—七万五千六百八十円（七万二千円、一〇五・一%）
▽大正地区—三万七千六百五十円（三万九千四百二十円、九五・五%）
▽西郷地区—一万七千八百七十円（一万二千円、一四二・九%）
▽小計—四十九万一千四百五円（四十六万五千七十円、一〇五・六%）
▽街頭—二万六千八百二十円（一万円、二六八・二%）
▽学校—〇（一万円、〇%）
▽総計—五十一万八千二百廿五円（四十八万五千七十円、一〇六・八%）

印鑑等を忘れずに

鑑札の一齊取換え

既に徴税令書や回覧でお知らせしました通り六月十六日より自転車などの鑑札の一齊取換えを実施しています。取替えの日割は次の通りです、期間内に漏れなく最寄の場所で取換え下さい。

出張取換えの済んだ地区で、まだ取換えの済まなかった方は至急最寄の場所へ取換えに来て下さい

なお鑑札交換手数料は要りませんが次のものを必ずご持参下さいす。

1、印鑑
2、新鑑札引換証（令書と同じ紙に印刷し、既に配布済）
3、税金（徴税令書記載税額相当の金額）但し既に納付済みの方は要りません。
4、現鑑札は自転車につけたまま持って来て下さい。但し荷車は鑑札を取外し鑑札だけで自転車、荷車鑑札交換日時と場所

場所	月日	時間
龍華出張所	六月二十一日 二十二日	午前九時から午後四時まで
山本出張所	六月二十三日	〃
西郷小学校	六月二十四日	〃
竹渕小学校	六月二十五日（土）	〃
本庁自動車々庫	六月二十六日 二十八日、二十九日、三十日	〃 午前九時から午後〇時まで 二十六日は午前九時から午後四時まで
〃	七月四日（各場所に来られなかった方）	〃

結構です。

【注意】右のものをお忘れの方は鑑札取換えが出来ませんからご了承下さい。

なお日割の当日若し降雨（小雨の場合は取換えます）の時は七月一日より（四日を除き）降雨の都度順次その翌日に繰り下げます。

郷土民踊講習会

24・25日八尾小で

教育委員会ではレクリエーション活動として六月二十四・五の二日間午後六時から八尾小学校講堂で民踊講習会を開きます。当日は講師に森岡、小野、大村の各氏を招き、古くから日本人に親まれて来た「俚渡おけさ」・「甲本節」「三階節」・「伊勢音頭」・「鹿児島小原節」・「秩父音頭」などの講習を行います。市民の皆様は奮ってご参加下さい。

公民館だより

1、家庭映画の会

前号で提唱した家庭映画の会は申込順によって開催したが、各地区ともに好評で、重ねての開催希望が多かった。

新しいスケジュールによって近く第二回を催す予定である。ご希望の向は今から公民館の係まで申込まれたい。

2、十六粍映画フイルム

六月十六日フイルム新たに約四十種類の交換を受けて、保管貸出に応じております。目録入用の方は申出下さい。

3、成人親子友の会

成人親子友の会今月の集りは、六月二十八日午後七時から公民館で開きます。

今月は成年期前後の心理を描いた映画「未成年」「棟方志功」を鑑賞することにしています。棟方氏は日本の版画界の重鎮で、その独特の手法は世界の注目する所となっています。当日をお期待下さい。

訂正　六月五日号の六月分の米の配給記事中で、第二回の外米三日分とありましたのは外米二日分の誤りですから訂正します。なお、これで内地米七日分、準内地米三日分、外米五日分の計十五日分になります。

また腸、パラチフス予防注射の日程表の最後の行で七月七日とあるのは七月五日の誤りですから訂正します。

教科書展示会開催

一般の閲覧を乞う

○主旨　小学校、中学校、高等学校で使用する教科書を最も適切、公平に採択するため。

○期日　七月三日から七月十二日まで（毎日午前九時から午後四時まで日曜も開催）

○場所　布施市立長瀬第一小学校（近鉄長瀬駅下車、南へ川に沿って約五百米）

教育委員会